

みやま市太陽光発電システム等設置補助のご案内

市では、再生可能エネルギーを有効活用することで、地球温暖化防止と持続可能な地域社会形成を推進するため、住宅用太陽光発電システム及び蓄電池を設置する個人並びに老朽化したパワーコンディショナを取替える個人の方を対象に補助を行っています。

2024年度における補助制度の概要は以下のとおりです。

1 補助の対象となる機器（要綱第2条関係）

{太陽光発電システム}

- (1) 住宅の屋根に適した太陽電池による発電設備(太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kw未満のものに限る。)であること。
- (2) 電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結できるもの
※増設及び全量販売契約は対象外です。
- (3) システムは、すべて未使用品であること。
※蓄電池との同時申請の場合、太陽光発電費用がない(設置費のサービスなど)時は対象となりません。

{蓄電池}

- (1) 太陽光発電システムが設置されている住宅に設置するもので、「ECHONET Lite」に対応し、かつ、AIF認証を取得した定置式リチウムイオン蓄電池であること。
- (2) 蓄電池は、未使用品であること。

{老朽化したパワコンの取替え}

- (1) システム設置後10年経過し、発電効率低下による取替えを行うもの。
- (2) パワコンは未使用品であること。
※蓄電池との同時申請の場合、当該システムを構成するパワコン(ハイブリッド型など)については対象となりません。

2 補助の対象となる条件（要綱第3条関係）

- (1) **2025年3月19日(水)までに**工事が完了し実績報告書を提出すること。
※太陽光発電システムは、送配電事業者の受給開始日が完了日となります。
- (2) 市内の既存住宅又は新築する住宅に、補助の対象となる機器を設置しようとする方(未使用の太陽光発電システム及び蓄電池が設置された住宅の購入を含む)。
※申請前に工事着工や購入住宅の引渡しがあった場合は、対象となりません。
※申請時に市外の方は、住宅完成後の住民登録が必要です。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 対象機器は、本補助金の交付を受けようとする者が自ら購入し、所有するものであること(屋根貸しやリースは対象外)。
- (5) 同一の住宅において、同種の補助対象機器に係る補助金の交付をみやま市から受けていないこと。
- (6) 暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 補助金の額

- (1) 太陽光発電システム 1キロワット当たり 2万円 上限 8万円※
- (2) リチウムイオン蓄電池 1キロワットアワー当たり 2万円 上限 10万円
- (3) パワーコンディショナ 1キロワット当たり 1万円 上限 5万円

※太陽光発電システムの補助金の算出に使用するキロワットは、「送配電事業者との契約の際の最大受電電力値」となりますのでご注意ください。

4 受付期間

- (1) 2024年4月12日（金）から2025年2月28日（金）まで

※先着順で予算がなくなり次第受付を終了します。

5 必要な書類

- (1) 申請書に必要な書類は、『別表1』のとおりです。
- (2) 実績報告書に必要な書類は、『別表2』のとおりです。

6 申請の流れ

- (1) 別紙『みやま市太陽光システム等設置補助フロー』のとおりです。
- (2) 受付の際に審査を行います。不在の場合もございますので、お越しになる際又は郵送の際は必ず事前に下記まで確認のご連絡をお願いいたします。

7 書類記入時の注意事項

- (1) 申請書の記入は、容易に消せない筆記用具等を使用してください。
(例：鉛筆や消せるボールペンは不可)
- (2) 「申請額」「請求額」など補助金額に係る部分の訂正はできません。新しい用紙に書き直してください。
- (3) 補助金額以外の部分を書き間違えた場合は、間違えた場所に二重線を引き、その上に正しい文言を書いて訂正をしてください。訂正印は不要です。

【申請・問い合わせ先】

環境政策課 脱炭素社会推進係

TEL 0944-64-1545